

令和6年度 市民税・県民税 特別徴収のしおり



柳川市

市町村コード 402079

【送付内容】

1. 令和6年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書
 - (1) 特別徴収義務者用…特別徴収事務にご利用ください。
 - (2) 納税義務者用…圧着をはがさずに切り離して従業員の方にお渡しください。
※電子データでの受け取りをご希望の事業所には送付していません。
2. 納入書 ※納入書不要のご連絡をいただいた事業所には送付していません。
3. 令和6年度 市民税・県民税 特別徴収のしおり（本書）

【お願い】

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

- 既に退職した方が含まれている場合
→ 10ページにある「給与所得者異動届出書」を至急ご提出ください。
- 特別徴収に該当する従業員の方の名前がない場合
→ 下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

各種届出書は柳川市ホームページからダウンロードすることができます。

柳川市 特別徴収

検索

柳川市ホームページ <https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp>

くらし・手続き > 税金 > 個人市民税 > 個人住民税の給与からの特別徴収 > 様式等ダウンロード

お問い合わせ先

柳川市役所 市民部 税務課 市民税係

〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1（柳川庁舎）

TEL 0944-77-8453 FAX 0944-72-8565



柳川市マスコットキャラクター
こっほりー

特別徴収義務者 様

令和6年度 市民税・県民税の特別徴収について

市民税・県民税の特別徴収につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5並びに柳川市税条例第45条及び第53条の6の規定により、貴事業所を令和6年度市民税・県民税特別徴収義務者に指定いたしました。

つきましては、関係書類をお送りいたしますので、一層のご協力をお願い申し上げます。

福岡県柳川市長

目 次

1. 特別徴収制度について	1	3. 各種届出書の記入例	
○特別徴収とは		○給与所得者異動届出書	
○同封した特別徴収税額通知書の取り扱い		・退職等により普通徴収に切替え	3
○徴収及び納入について		・退職時一括徴収	4
・徴収方法		・転勤・再就職等により特別徴収継続	5
・納入方法		○特別徴収への切替届出書	
・納期限について		・入社等による特別徴収の開始	6
・納期の特例について		○特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	7
・納入にあたってのお願い		4. 納入書の金額訂正について	8
2. 退職・転勤等の異動があった場合の手続き	2	5. ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	9
・退職等の場合		6. 各種届出書の様式	
・転勤・再就職等の場合		○給与所得者異動届出書	10
・入社等による特別徴収の開始（普通徴収からの切替え）		○特別徴収への切替届出書	11
・特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合		○特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	12
・異動届出書等の提出先・提出期限		7. 令和6年度月別の納期限	裏表紙

特別徴収制度について

特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税（市・県民税）を差し引き、納税義務者である従業員に代わって市町村に納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、地方税法第321条の4及び柳川市税条例の規定により、特別徴収義務者として指定され、従業員の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。（事業主や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。）

同封した特別徴収税額通知書の取り扱い

●特別徴収義務者用

特別徴収事務にご利用ください。新規の税額決定時のほか、年度途中で税額に変更がある場合に通知します。変更があった月以降は、税額変更通知書に記載した月割額を徴収してください。

●納税義務者用

圧着をはがさずに切り離して納税義務者（従業員）にお渡しください。

徴収及び納入について

1. 徴収方法

同封の「特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」に基づき、6月から翌年5月まで、毎月支払う給与から月割額を徴収してください。

2. 納入方法

各納税義務者から徴収した月割額の合計額を、翌月の10日（金融機関の休日の場合は、その翌営業日）までに同封の納入書により納入してください。なお、地方税共通納税システム（eLTAX）や金融機関による納入代行サービス利用などにより納入書不要のご連絡をいただいた事業所には同封していません。必要となった場合にはご連絡ください。

●取扱金融機関

福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、大牟田柳川信用金庫、九州労働金庫、佐賀銀行、柳川農協、福岡県信用組合、九州信漁連、柳川市内各漁協、ゆうちょ銀行・郵便局（全国）

※九州管内（沖縄県を除く）以外のゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合は、当初納入される際、9ページの「指定通知書」をゆうちょ銀行（郵便局）に提出してください。

●年度の途中で納入金額に変更があった場合

退職・税額変更等により納入金額に変更があった場合でも、変更後の納入書は送付しておりません。お手数ですが、納入書の金額を訂正して納入してください。詳しくは8ページの記入例をご参照ください。

3. 納期限について

令和6年度の納期限は裏表紙のとおりです。

なお、納期限を過ぎても納入がない場合は、税法の規定により、督促及び滞納処分を受けることになります。督促状を受け取られたときは、督促手数料100円を加算して納入してください。ただし、銀行等で納入いただいてから当市にて収納を確認できるまで時間がかかります。そのため行き違いで督促状を送付することもありますので、その際にご容赦ください。

4. 納期の特例について

従業員が常時10人未満の事業所等には、年2回の納期にまとめて納入できる「納期の特例」の制度があります。

※適用要件など詳細はお問い合わせください。

5. 納入にあたってのお願い

●各月の納入金額を誤って納入し、他の月で増額・減額して調整する際には必ずご連絡ください。

●納入書は納税義務者（従業員）へは渡さないでください。

退職・転勤等の異動があった場合の手続き（退職・転勤、入社及び名称・所在地等の変更）

1. 退職等の場合

退職等により特別徴収ができなくなる場合は、10ページの「給与所得者異動届出書」に必要事項を記入してご提出ください。なお、異動日により未徴収税額の徴収方法が異なりますのでご注意ください。また、徴収額が0円の場合でもご提出ください。

ア. 異動日（退職日等）が12月31日までの場合

未徴収税額について徴収方法を普通徴収に切替えます。また、納税義務者（従業員）が希望すれば一括徴収して納入することができます。

イ. 異動日（退職日等）が1月1日から4月30日までの場合

納税義務者（従業員）の申し出にかかわらず、最後の給与または退職手当等から5月までの税額を一括徴収して納入してください。

（3ページ及び4ページの記入例をご参照ください。）

※退職後、国外に転出（帰国）する場合は、異動の時期にかかわらず一括徴収にご協力ください。

2. 転勤・再就職等の場合

転勤・再就職等により新勤務先で特別徴収を継続する場合は、旧勤務先から新勤務先に月割額等をご連絡いただき、10ページの「給与所得者異動届出書」に必要事項を記入してご提出ください。

（5ページの記入例をご参照ください。）

3. 入社等による特別徴収の開始（普通徴収からの切替え）

普通徴収で住民税を納付していた方が入社された場合など、徴収方法を普通徴収から特別徴収に切替える場合は、11ページの「特別徴収への切替届出書」に必要事項を記入してご提出ください。

（6ページの記入例をご参照ください。）

【注意】

普通徴収の納期限を過ぎたものについては、特別徴収への切替えはできません。納期限をあらかじめご確認のうえ、手続きをしてください。

【普通徴収の納期限】（金融機関が休日の場合は、その翌営業日）

期別	納期限
1期	6月30日
2期	8月31日
3期	10月31日
4期	翌1月31日

4. 特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合

事業所の移転、合併等による所在地・名称の変更があった場合や、特別徴収にかかる書類の送付先を変更する場合は、12ページの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」に必要事項を記入してご提出ください。

（7ページの記入例をご参照ください。）

5. 異動届出書等の提出先・提出期限

【提出先】柳川市役所税務課市民税係

【提出期限】異動届出書：異動が生じた月の翌月10日まで

切替届出書：特別徴収を開始したい月の前月10日まで

●届出書の提出が遅れると、退職者等の税額が特別徴収義務者の滞納となるほか、普通徴収への切替処理が遅れ、納税義務者（従業員）が一度に多額の住民税を納付することになりますので、必ず期限までにご提出ください。

●給与支払報告書を特別徴収対象者として提出した後、4月1日現在既に退職等している場合は、4月15日までに10ページの「給与所得者異動届出書」に必要事項を記入してご提出ください。なお、納税義務者（従業員）の住所変更等により、給与支払報告書を提出した市町村と、前年度に特別徴収している市町村が異なる場合は、それぞれの市町村へご提出ください。

記入例2 給与所得者異動届出書【退職時一括徴収】

例) 従業員が令和△年9月30日に退職 9月分までは徴収済みで、10月分以降の税額を最後の給与等から全額徴収し、10月分で納入する場合

年税額	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
120,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(ア)年税額 120,000円
 (イ)徴収済税額 40,000円
 (ウ)未徴収税額 80,000円 ⇒ 一括徴収し10月分で納入

令和△年度 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

柳川市長宛 令和△年10月5日提出	所在地(住所)	〒832-0045 柳川市本町87番地1		指定番号	1	2	3	4	5	6	7	8						
	フリガナ	カブシキガイシャヤナガワ		個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	
	名称(氏名)	株式会社ヤナガワ		この届出に係る連絡先(担当者)	所属	人事課												
					フリガナ	ヤナガワ ハナコ												
					氏名	柳川 花子												
					電話番号	0944-73-8111												
給与所得者	宛番号	※記入不要		(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済税額		(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日	異動理由								
	個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	120,000円	6月分から9月分まで ※一括徴収する税額は含めなくてください。	80,000円	令和△年9月30日	1. 転勤 2. 退職 3. 休職 4. 死亡 5. その他
	フリガナ	ミツハシ タロウ		旧姓														
	氏名	三橋 太郎																
	生年月日	大昭和 1年10月10日																
	住所(1月1日現在)	柳川市 三橋町正行431番地																
異動後の住所																		

■未徴収税額の徴収方法(A~Cに○印をつけ記入してください)

新特別徴収義務者	A. 特別徴収継続																
	未徴収税額(ウ)を新しい特別徴収義務者が徴収します。																
	指定番号	新規															
	法人番号																
	所在地(住所)	〒															
フリガナ																	
名称(氏名)	※個人事業主の場合は、屋号及び氏名を記入してください。																
電話番号	担当者																
月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するよう連絡済 (_____ 月 _____ 日納期限)																	
※柳川市での特別徴収が新規の場合 納入書(要・不要) < _____																	
B. 一括徴収																	
未徴収税額(ウ)を給与等から一括して徴収します。																	
(ウ)と同額																	
一括徴収した税額は _____ 円																	
_____ 月分で納入します。																	
(_____ 月 _____ 日納期限)																	
例)7月分は8月10日(翌月10日)が納期限になります。																	
注1) 1月1日以降に退職する場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。																	
注2) 退職後国外に転出される場合は、できる限り一括徴収へのご協力をお願いします。																	
C. 普通徴収																	
未徴収税額(ウ)を本人が納めます。																	
後日、柳川市から本人宛に納税通知書が送付されます。																	
※市処理欄																	
現年度	/	処理済		確認済		処理不要	他・未・普										
新年度	/	処理済		確認済		処理不要	他・未・普										

【提出先】〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1 柳川市役所 税務課 市民税係 (電話 0944-77-8453)

※コピーしてお使い下さい。

記入例3 給与所得者異動届出書【転勤・再就職等により特別徴収継続】

例) 従業員が令和△年10月1日に転勤 9月分までは旧勤務先で徴収済みで、10月分から新勤務先で特別徴収を継続する場合

年税額	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
120,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(ア)年税額
120,000円

(イ)徴収済税額
40,000円

(ウ)未徴収税額
80,000円 ⇒ 新勤務先で徴収

令和△年度 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

柳川市長宛 令和△年10月5日提出	給与支払者(特別徴収義務者)		指定番号	1	2	3	4	5	6	7	8				
	所在地(住所)	〒832-0045 柳川市本町87番地1	個人番号又は法人番号												
	フリガナ	カブシキガイシャヤナガワ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	名称(氏名)	株式会社ヤナガワ <small>※個人事業主の場合は、屋号及び氏名を記入してください。</small>	この届出に係る連絡先(担当者)	所属	人事課	フリガナ	ヤナガワ ハナコ	氏名	柳川 花子	電話番号	0944-73-8111				
給与所得者	宛番号	※記入不要	(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動理由								
	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	120,000円	6月分 9月分まで <small>※一括徴収する税額は含めないでください。</small>	80,000円	令和△年 10月 1日	1. 転勤 2. 退職 3. 休職 4. 死亡 5. その他								
	フリガナ	ミツハシ タロウ						旧姓							
	氏名	三橋 太郎													
	生年月日	大・昭平 1年10月10日													
	住所(1月1日現在)	柳川市三橋町正行431番地													
異動後の住所															

■未徴収税額の徴収方法(A~Cに○印をつけ記入してください)

新特別徴収義務者	A 特別徴収継続 未徴収税額(ウ)を新しい特別徴収義務者が徴収します。		B. 一括徴収 未徴収税額(ウ)を給与等から一括して徴収します。 一括徴収税額 (ウ)と同額 円 一括徴収した税額は 月分で納入します。 (月 日納期限) 例)7月分は8月10日(翌月10日)が納期限になります。 注1) 1月1日以降に退職する場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。 注2) 退職後国外に転出される場合は、できる限り一括徴収へのご協力をお願いします。	C. 普通徴収 未徴収税額(ウ)を本人が納めます。 後日、柳川市から本人宛に納税通知書が送付されます。 ※市処理欄
	指定番号	新規		
	法人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		
	所在地(住所)	〒839-0253 柳川市大和町鷹ノ尾120番地		
	フリガナ	ヤマトコウギョウカブシキガイシャ		
	名称(氏名)	やまと工業株式会社 <small>※個人事業主の場合は、屋号及び氏名を記入してください。</small>		
電話番号	0944-76-1111	担当者	大和 町子	
月割額	10,000円	を	10月分	から徴収するよう連絡済
			(11月10日)	納期限
※柳川市での特別徴収が新規の場合 納入書 (要・不要) ←				

【提出先】〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1 柳川市役所 税務課 市民税係 (電話 0944-77-8453)

※コピーしてお使い下さい。

※新勤務先に月割額、徴収開始月を必ず連絡し提出をお願いします。

記入例4 特別徴収への切替届出書【入社等による特別徴収の開始】

例) 従業員が令和△年8月1日に入社 1期までは普通徴収により納付済みで、2期以降の税額を特別徴収に切替え9月分から徴収する場合

年税額	1期(6月30日納期限)	2期(8月31日納期限)	3期(10月31日納期限)	4期(翌1月31日納期限)
120,000	30,000	30,000	30,000	30,000
年税額 120,000円	納付済税額 30,000円		納期末到来税額 90,000円 ⇒ 勤務先で徴収	

令和 △ 年度 特別徴収への切替届出書

		新規の場合		納入書 <input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 不要	
柳川市長宛		給与支払者(特別徴収義務者)		指定番号	
所在地(住所)		〒832-0045 柳川市本町87番地1		法人番号	
フリガナ		カブシキガイシャヤナガワ		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
名称(氏名)		株式会社ヤナガワ		この届出に係る連絡先(担当者)	
所属		人事課		フリガナ	
フリガナ		ヤナガワ ハナコ		氏名	
氏名		柳川 花子		電話番号	
電話番号		0944-73-8111		新規	
宛名番号		※記入不要		期別を○で囲んでください。	
個人番号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		[1 ○ 2 3 4] 期以降を切替希望	
フリガナ		ミツハシ タロウ		※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
氏名		三橋 太郎		特別徴収開始予定月	
生年月日		大・昭(平) 1 年 10 月 10 日		9 月分 (10 月 10 日納期限分) から特別徴収を開始します。	
住所(1月1日現在)		柳川市 三橋町正行431番地		例) 7月分は8月10日(翌月10日)が納期限になります。	
異動後の住所		※1月1日現在の住所と異なる場合に記入してください。		届出理由	
備考		1 入社(入社日 令和 △ 年 8 月 1 日)		2. 本人希望	
				3. その他 ()	

【添付書類】

- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、納付書(納期末到来分)がお手元があれば添付してください。)
※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- この届出書は、特別徴収を開始したい月の前月10日までに提出してください。
- 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替えができませんので、必ず本人が納めるようにお伝えください。
- 口座振替をご利用の方は、納期限前に提出されても切替えができない場合があります。

普通徴収の納期限 1期: 6月30日 2期: 8月31日 3期: 10月31日 4期: 翌年1月31日

※納期限が金融機関の休日の場合は、その翌営業日となります。

※市処理欄

現年度	/	処理済	確認済
新年度	/	処理不要	他・未・納入済
普通引き抜き		済	不要・不可
口座確認		無・有(停止)	済・不要・不可
納付書添付		無・有	() 期
収納状況確認		普徴 ~ 期 / 特徴 ~ 月	
併徴希望		無・有(入力)	済・不要
特徴切替額			円

※コピーしてお使い下さい。

【提出先】 〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1 柳川市役所 税務課 市民税係 (電話 0944-77-8453)

記入例5 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書【合併による変更】

例) 株式会社ヤナガワが令和△年10月1日に株式会社ヤナガワホールディングスに吸収合併

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

柳川市長宛 令和△年10月10日提出	給与支払者(特別徴収義務者)		指定番号	1	2	3	4	5	6	7	8				
	所在地(住所)	〒832-0045 柳川市本町87番地1	法人番号												
	フリガナ	カブシキガイシャヤナガワ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	名称(氏名)	株式会社ヤナガワ <small>※個人事業主の場合は、屋号及び氏名を記入してください。</small>	この届出に係る連絡先(担当者)	所属	総務課										
			フリガナ	フクオカ ケン											
			氏名	福岡 健											
			電話番号	092-651-1234											

※変更する事項のみ記入してください。

変更年月日 令和△年10月1日

事項	変更前	変更後
フリガナ	ヤナガワシホンマチ	フクオカシハカタクヒガシヨウエン
所在地(住所)	〒832-0045 柳川市本町87番地1	〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号
フリガナ	カブシキガイシャヤナガワ	カブシキガイシャヤナガワホールディングス
名称(氏名)	株式会社ヤナガワ <small>※個人事業主の場合は、屋号及び氏名を記入してください。</small>	株式会社ヤナガワホールディングス <small>※個人事業主の場合は、屋号及び氏名を記入してください。</small>
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1
電話番号	0944-73-8111	092-651-1234
関係書類送付先 <small>(所在地と異なる場合に記入してください)</small>	〒 電話番号	〒 電話番号
変更理由 <small>(該当するものに○印をつけてください)</small>	1. 所在地変更 2. 送付先指定・変更 3. 社名(名称)変更 4. 個人事業から法人へ変更 5. 法人から個人事業へ変更 ⑥ 合併による変更 ⇒ ⑦ 吸収合併 ⑧ 新設合併 7. 分割による変更 8. 特別徴収事務の統合 9. その他 () 注) 上記変更理由のうち、下線の項目については、原則として旧特別徴収義務者の指定番号が継続利用できません。 別途「給与所得者異動届出書」を併せて提出してください。	
備考		

※市処理欄

処理日	/	確認		異動届	有・無	利用状況	法・固・軽
-----	---	----	--	-----	-----	------	-------

【提出先】〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1 柳川市役所 税務課 市民税係 (電話 0944-77-8453)

※コピーしてお使い下さい。

※吸収合併など変更理由が下線の項目による変更の場合は、異動する従業員について、別途「給与所得者異動届出書(特別徴収継続)」をご提出ください。

納入書の金額訂正について

1. 納入金額に変更がある場合

福岡県柳川市 個人市民税 領収証書			福岡県 個人市民税 納入書			福岡県柳川市 個人市民税 納入済通知書		
市区町村コード 4:0:2:0:7:9	口座番号 01780-8-960107	加入者名 柳川市会計管理者	市区町村コード 4:0:2:0:7:9	口座番号 01780-8-960107	加入者名 柳川市会計管理者	市区町村コード 4:0:2:0:7:9	口座番号 01780-8-960107	加入者名 柳川市会計管理者
指定番号 12345678	納入金額(1) ① 25,000		指定番号 12345678	納入金額(1) ① 25,000		年 月 分 令和△年△月△日	納入金額(1) ① 25,000	
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収 分を含む) 納 入 退 職 所得分 金 延滞金 金 督促 手数料 合計額	千 百 十 万 千 百 十 円 : : : 1 5 0 0 0	納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収 分を含む) 納 入 退 職 所得分 金 延滞金 金 督促 手数料 合計額	千 百 十 万 千 百 十 円 : : : 1 5 0 0 0	納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収 分を含む) 納 入 退 職 所得分 金 延滞金 金 督促 手数料 合計額	千 百 十 万 千 百 十 円 : : : 1 5 0 0 0
納期 令和△年7月10日	督促 手数料	合計額 ② 15000	納期 令和△年7月10日	督促 手数料	合計額 ② 15000	納期 令和△年7月10日	督促 手数料	合計額 ② 15000
(特別徴収義務者) 住 所 〒 832-0045 又は 所在地 柳川市本町87番地1 氏 名 又は 名 称 株式会社 ヤナガワ	領 収 日 付 印	(納入者保管)	(特別徴収義務者) 住 所 〒 832-0045 又は 所在地 柳川市本町87番地1 氏 名 又は 名 称 株式会社 ヤナガワ	領 収 日 付 印	(金融機関保管)	(特別徴収義務者) 住 所 〒 832-0045 又は 所在地 柳川市本町87番地1 氏 名 又は 名 称 株式会社 ヤナガワ	領 収 日 付 印	(市保管)
上記のとおり領収しました。			上記のとおり納入します。			上記のとおり通知します。		

- ① 納入金額(1)欄の金額を二重線で抹消
- ② 納入金額(2)欄の「給与分」欄に毎月の給与から徴収した金額（一括徴収分を含む）、「合計額」欄に変更後の合計額を記入
※督促状を受け取られたときは「督促手数料」欄に「100」円を記入

【注意】

- 黒のボールペンで記入してください。
- 「¥」記号、訂正印は不要です。

2. 退職所得分をあわせて納入する場合

表面

福岡県柳川市 個人市民税 領収証書		
市区町村コード 4:0:2:0:7:9	口座番号 01780-8-960107	加入者名 柳川市会計管理者
指定番号 12345678	納入金額(1) ① 25,000	
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収 分を含む) 納 入 退 職 所得分 金 延滞金 金 督促 手数料 合計額	千 百 十 万 千 百 十 円 : : : 1 3 5 0 0 0 ② : : : 1 3 0 0 0 0 ③ : : : 2 6 5 0 0 0 ④
納期 令和△年7月10日	督促 手数料	合計額 ④ 265000
(特別徴収義務者) 住 所 〒 832-0045 又は 所在地 柳川市本町87番地1 氏 名 又は 名 称 株式会社 ヤナガワ	領 収 日 付 印	(納入者保管)
上記のとおり領収しました。		

- ① 納入金額(1)欄の金額を二重線で抹消
- ② 納入金額(2)欄の「給与分」欄に毎月の給与から徴収した金額（一括徴収分を含む）を記入
- ③ 「退職所得分」欄に退職手当等に係る特別徴収税額を記入（裏面の納入申告書の特別徴収税額の合計額と一致）
- ④ 「合計額」欄に変更後の合計額を記入
- ⑤ 裏面の納入申告書を記入

裏面

市民税 納入申告書			
柳川市長宛			
令和△年7月10日 提出	令和△年6月分	人員	1人
退職手当等支払金額	十 千 百 十 万 千 百 十 円		5 0 0 0 0 0
特別徴収税額	市民税	③と同額	7 8 0 0 0
	県民税		5 2 0 0 0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者) 住所又は 〒832-0045 (受付印)			
所在地 柳川市本町87番地1			
氏名又は 名 称 株式会社 ヤナガワ			
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		

※3枚とも訂正してください。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入について、九州管内（沖縄県を除く）以外のゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合は、右の「指定通知書」にご利用のゆうちょ銀行（郵便局）名をご記入の上、当初納入される際に、そのゆうちょ銀行（郵便局）に提出してください。

なお、前年度利用の指定ゆうちょ銀行（郵便局）は、本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

切
離
し
し
て
利
用
し
て
い
た
だ
い
し

令和 年 月 日

様

福岡県柳川市長



指 定 通 知 書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱店（局）に指定しましたので通知します。

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1. 認 可 番 号 | 貯2業第1881号 |
| 2. 口 座 番 号 | 01780-8-960107 |
| 3. 加入者の名称 | 柳川市会計管理者 |
| 4. 取りまとめ局 | 福岡貯金事務センター（〒812-8794） |

令和 年度 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

柳川市長宛 令和 年 月 日提出	給与支払者（特別徴収義務者）					指定番号						
	所在地 (住所)	〒					個人番号又は法人番号					
	フリガナ						この届出に係る連絡先 (担当者)	所属				
	名称 (氏名)							フリガナ				
<small>※個人事業主の場合は、屋号及び氏名を記入してください。</small>					氏名							
							電話番号					

給与所得者	宛名番号				※記入不要	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動理由
	個人番号									
	フリガナ				旧姓					
	氏名									
	生年月日	大・昭・平	年	月	日				令和	1. 転勤
	住所 (1月1日現在)	柳川市							年	2. 退職
	異動後の住所								月	3. 休職
								日	4. 死亡	
									5. その他 ()	

■未徴収税額の徴収方法(A~C)に○印をつけ記入してください

A. 特別徴収継続

未徴収税額(ウ)を新しい特別徴収義務者が徴収します。

新特別徴収義務者	指定番号				新規
	法人番号				
	所在地 (住所)	〒			
	フリガナ				
	名称 (氏名)				
	電話番号		担当者		

※個人事業主の場合は、屋号及び氏名を記入してください。

月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するよう連絡済
(_____ 月 _____ 日納期限)

※柳川市での特別徴収が新規の場合 納入書(要・不要) ←

B. 一括徴収

未徴収税額(ウ)を給与等から一括して徴収します。

一括徴収税額	(ウ)と同額
	円

一括徴収した税額は _____ 月分で納入します。
(_____ 月 _____ 日納期限)

例)7月分は8月10日(翌月10日)が納期限になります。

注1) 1月1日以降に退職する場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。
注2) 退職後国外に転出される場合は、できる限り一括徴収へのご協力をお願いします。

C. 普通徴収

未徴収税額(ウ)を本人が納めます。

後日、柳川市から本人宛に納税通知書が送付されます。

※市処理欄

現年度	/	処理済		確認済
		処理不要	他・未・普	
新年度	/	処理済		確認済
		処理不要	他・未・普	

※コピーしてお使い下さい。

【提出先】〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1 柳川市役所 税務課 市民税係 (電話 0944-77-8453)

自宅で オフィスで

インターネットでまとめて、簡単手続き！

エルタックス eLTAX

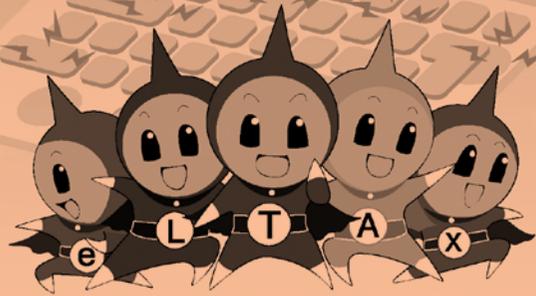
ポータルシステム
地方税の電子総合窓口

手数料無料!! 自宅やオフィスから地方税が納付できます

一括処理!! 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます

全国的な地方公共団体に
提出可能!! 複数地方公共団体へ一括提出できます

費用はナシ!! eLTAXは無料で利用できます(※)



エルタックス
eLTAX

(※) eLTAXをご利用いただくにあたり、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備していただく必要があります。これらの準備には費用が必要なものもあります。

eLTAX電子申告の概要

地方税の申告、申請などの手続きは、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありますが、eLTAXでは、インターネットからそれぞれの地方公共団体に一括手続きできます。

1 インターネットで申告



2 地方税ポータルセンターで受付

電子申告 電子申請・届出 電子納税

エルタックス
eLTAX

3 各地方公共団体へ配信



2020年
4月1日
から

大企業のeLTAX使用が
義務化されました！

大企業(資本金が1億円超の法人等)が行う法人住民税及び法人事業税の申告は、eLTAXによる提出が義務化されました。

※2020年4月1日以後に
開始する事業年度から
適用

eLTAX義務化
とともに利便性の
向上を図ります！



2021年
1月1日
から

給与支払報告書等のeLTAX又は光ディスク等
による提出義務基準が引き下げられました！

令和3年(2021年)1月以後提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上(改正前: 1,000枚以上)であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。



エルタックス

検索

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

スマートフォンからもご覧いただけます(※)

(※) 利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。



ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」
をご覧ください。

▶ <https://eltax.custhelp.com/>



国税電子申告・納税システム (e-Tax) もご利用ください。



▶ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

国税庁e-Taxキャラクター：イータ君

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

【令和6年度月別の納期限】

給与の支払月 (徴収月)	納期限	給与の支払月 (徴収月)	納期限
6月分	7月10日	12月分	翌 1月10日
7月分	8月13日	1月分	2月10日
8月分	9月10日	2月分	3月10日
9月分	10月10日	3月分	4月10日
10月分	11月11日	4月分	5月12日
11月分	12月10日	5月分	6月10日